

「都内観光促進事業」(もっとTokyo) トライアル実施のご案内

東京都と公益財団法人東京観光財団では、感染防止対策を徹底しながら、都民の都内観光の促進につなげるため、旅行商品等への定額の支援を行う「都内観光促進事業」(愛称「もっとTokyo」)をトライアル的に実施しています。この度、以下のとおり再開しますので、お知らせします。(事業内容に変更はありません。)

再開後の実施期間

- 販売開始は令和4年9月1日(木)正午以降です。
※旅行者等によっては準備の関係により販売開始時期が遅くなる場合がありますので、ご確認のうえお申込みください。
- 令和4年9月1日(木)から令和4年9月30日(金)まで(10月1日チェックアウトを含む)の旅行が対象です。
※各事業者の配分枠がなくなり次第、販売終了となります。
※感染の状況によっては、実施期間内であっても、事業を中止等する場合があります。

概要

1 助成対象

- ワクチン3回以上接種済又は検査結果が陰性の都民の方を対象とします。
- 都内を宿泊地、目的地とする旅行(都内周遊に限る)について助成します。

2 助成額

- 助成対象となる旅行の助成前(割引前)の税込価格は以下のとおりです。

旅行区分	事業者区分	助成額	助成対象 (助成前の税込価格を基準)
宿泊を伴う旅行 (宿泊のみの旅行を含む)	・旅行者 ・ウェブ予約専門会社(OTA)	1人1泊あたり 5,000円	6,000円以上 (旅行者支払額1,000円以上)
宿泊のみ	・宿泊施設		
日帰り旅行	・旅行者 ・ウェブ予約専門会社(OTA)	1人1回あたり 2,500円	3,000円以上 (旅行者支払額500円以上)

※1回の旅行の連泊の上限は1人5泊とします。利用回数に制限はありません。

※個人旅行・団体旅行のいずれも利用可能です。

- 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方（平成16年4月2日以降に生まれた方。以下「子供」という。）については、上記の助成額に1人1泊あたり1,000円（日帰りの旅行の場合も1人1回あたり1,000円）の上乗せをします。

※子供への助成額の上乗せにより、助成額が助成前の税込価格を上回る場合であっても、当該助成前の税込価格を限度に助成いたします。

※登録事業者や旅行商品によっては対応していないものもございますので、あらかじめ、子供の上乗せ助成に対応した旅行商品であることを確認した上でお申し込みください。

3 その他

- 島しょ地域で利用可能なプレミアム付き宿泊旅行商品券「しまぼ通貨」との併用は、現地で支払いを行う場合のみ可能です。

都民のみなさまへ

1 公式ホームページ

- もっとTokyo公式HP

<https://motto-tokyo.jp/>



- コールセンター（都民の方向け）電話 03-5484-5881

営業時間は土日祝日を含む10:00~19:00です。

2 予約方法等

○ 予約方法

- 対象旅行商品を取扱う登録旅行者等の販売窓口やWebサイトで直接予約をしてください。割引額分（子供の上乗せの割引対象となる旅行商品については上乗せ分も含む）を割引した金額で販売を行います。
- 対象旅行商品等の内容、販売時期等の詳細は、登録旅行者等に直接お問い合わせください。
- 宿泊時等に「利用申込書」を宿泊施設等へ提出してください。

○ 注意点

- 予約・宿泊時等に住所が都内であることを身分証明書で確認します。
- 宿泊時等に「予防接種済証等」または「検査結果通知書（有効期限内）」により、「ワクチン3回以上の接種歴」または「検査結果の陰性」のいずれかを確認し、併せて、身分証明書により本人確認を行います。
- 子供の上乗せ割引の対象の旅行商品等の場合には、対象の子供について、生年月日が平成16年4月2日以降であることを身分証明書で確認します。
- 旅行前に「もっとTokyo～東京の旅をもっと安心して楽しんでいただくために～」をお読みになり、宿泊施設、観光施設等の感染防止に関する注意事項に従ってください。

1 公式ホームページ

もっとTokyo 公式 HP (<https://motto-tokyo.jp/>) より事業者向け公式 HP にお入りください。

■事業者向け公式 HP

<https://motto-tokyo.jp/business/> (事業者向け)



■コールセンター (旅行業者等向け) 電話 03-6435-2138

営業時間は土日祝日を含む 10:00~19:00 です。

2 感染防止対策の徹底

旅行業者等の皆様におかれましては、以下の対応をお願いします。

- ・宿泊施設等における感染防止徹底宣言ステッカーの掲出
- ・周遊先となる飲食店等における感染防止徹底点検済証の掲出
- ・旅行者への感染防止に向けたマナー啓発等チラシ配布 等

3 既に登録申請を行った旅行業者等

- ・既に「都内観光促進事業取扱事業者登録証」の発行を受けた旅行業者等については、改めての登録申請は不要です。
- ・割当泊数、回数等は、事業者向け「もっとTokyo ホームページ掲載管理ツール」でご確認いただくことができます。割当数の正式通知は、速やかに郵送します。

4 新規の旅行業者等の公募

これまでに登録申請を行っていない旅行業者等については、改めて募集を行います。

登録対象、登録申請方法等については下記をご覧ください。

○ 登録の対象となる旅行業者等

(1) 旅行業者

旅行業法に基づき旅行業 (第1種・第2種・第3種・地域限定) の登録を受けた者のうち、東京都内に事業所や営業所を置き、都内を宿泊地、目的地とする募集型企画旅行、受注型企画旅行又は手配旅行の催行実績のある者

(2) OTA 事業者

OTA (Online Travel Agent) のうち、日本国内に法人格を有し、日本国内における販売及び都内への送客において相応の実績を持つと認められる者

(3) 宿泊事業者

旅館業法に基づき旅館業の許可を受けた者のうち、東京都内の宿泊施設で営業 (下宿営業を除く。) を行う者

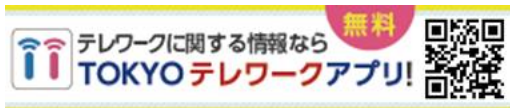
○ 登録申請

(1) 申請期間 令和4年8月18日(木)から令和4年9月1日(木)まで

(2) 申請方法 事業者向け公式HPで公募等の詳細を確認し、申請してください。

(3) 登録決定等

- 登録が決定した旅行者等に対しては、順次、登録証の交付、割当泊数、回数の通知を行います。
- 登録旅行者等は、割当泊数、回数の範囲内で、助成額分を割引した旅行商品等を販売し、旅行催行してください。



【問い合わせ先】

(事業全般)

産業労働局観光部振興課 相原・望月
電話 03-5320-4725 (直通) 内線 36-960

(利用方法・旅行者等公募)

(公財)東京観光財団地域振興部事業課 成田・宮下
電話 03-5579-2682

都内観光促進事業事務局コールセンター

(都民の方向け) 電話 03-5484-5881

(旅行者等向け) 電話 03-6435-2138

(10:00~19:00)